

# 政府税制調査会 海外調査報告 (オランダ・ドイツ・スウェーデン)

田近 栄治 岡村 忠生

2016年5月16日

# 目 次

- (1) 諸外国における経済社会の構造変化を踏まえた税制の課題 . . . . . P 1
  - －租税体系及び社会保障制度の概要
  - －包括的税制改革、現在の課題及び対応
  
- (2) 所得税改革（諸控除の見直し） . . . . . P 6
  - －所得控除の税額控除化（オランダ）
  - －ゼロ税率ブラケット（ドイツ）
  
- (3) 所得税改革（私的年金や金融所得に係る税制のあり方） . . . . . P 9
  - －金融所得（オランダ、ドイツ、スウェーデン）
  - －私的年金（ドイツ）
  
- (4) 国際課税（BEPS） . . . . . P 13

## (1) 諸外国における経済社会の構造変化を踏まえた税制の課題

### 【ポイント】

- 各国ともに経済社会構造の変化を踏まえ、課税ベース拡大・税率引下げ等の税制改革を実施してきたが、近年、所得格差の拡大や少子高齢化の進展など、日本と同様の課題が存在。
- そうした中で、税制面のみならず社会保障政策や労働政策を含めて様々な低所得者対策を講じてきている。
  - 例) オランダ: 所得控除の税額控除化
  - ドイツ: 最低賃金制度の導入、ゼロ税率ブラケットの適用上限額の拡大
- 税制の課題を検討するに当たっては、社会保障制度をはじめ関連する制度を合わせて見ていく必要があるが、日本と諸外国とで比較を行う際に留意する必要。

## － 社会保障制度の概要 －

・税制の課題を検討するに当たっては、社会保障制度をはじめ関連する制度を合わせて見ていく必要があるが、日本と諸外国とで比較を行いうるかに留意する必要がある。

### (オランダ)

- ・公的年金は、保険料負担は所得に応じて課されるにも関わらず、給付は支払った保険料ではなく加入年数によって決まり、また国民全員の最低限の老後所得を保障するためのものであり、税方式に近い。
- ・医療保険は、短期医療に係る医療保険(健康保険)と長期医療等に係る医療保険(特別医療費保険)が存在し、いずれも強制加入となっているが、前者は民間保険会社が保険者となり、保険契約に応じて保険料が異なるのに対し、後者は国が保険者で保険料が一定となっている。

### (ドイツ)

- ・公的年金は、職域毎の組合等が運営しており、年金保険料及び連邦補助金を財源とする賦課方式。
- ・医療制度は、地区、企業単位の公法人である「疾病金庫」が保険料収入及び連邦補助金を財源として運営。

### (スウェーデン)

- ・公的年金は、支払った保険料に応じて給付額が決まる所得比例年金に加え、低所得者に絞った税による最低保障年金が存在。
- ・医療制度は、税方式を採用しており、県の支出はほとんど医療に充てられる。

# オランダにおける包括的税制改革・現在の課題及び対応

## 包括的税制改革（1990年、2001年税制改革）の概要・評価

### <1990年税制改革>

#### 【背景】

企業収益低下、高失業率、社会保障負担増大、財政赤字拡大といった、「オランダ病」が発生。

#### 【概要】

- 所得税と社会保険料の統合、所得税の最高税率の引下げ(72%→60%)
- 課税ベースの拡大(社会保険料控除の廃止や基礎控除の引下げ)

### <2001年税制改革>

#### 【背景】

高い所得税水準と同時に、富裕税廃止を望む右派政党と税額控除化を望む左派政党が存在。

#### 【概要】

- 所得控除から税額控除への変更
- ボックス・システムの導入
- 付加価値税率の引上げ(17.5%→19%)

#### (参考) ボックス・システムの概要

・ 勤労所得と資産所得を分離して課税。

ボックス1：勤労及び事業、居住用住宅からの所得（33.65%～52%の超過累進税率）

ボックス2：大口持分株式からの資本所得（25%の比例税率）

ボックス3：一定の保有資産からのみなし収益（30%の比例税率）

#### 【評価】

税制による再分配効果は高まったものの、資本収益に対するみなし課税については評価が分かれており、キャピタル・ゲイン等の実際の収益に課税すべきであるという批判がある一方、ボックス3はみなし課税であるため執行が容易であることや、みなし収益率が一定であることにより、景気に左右されず歳入を安定的に確保できること等が評価されている。

## オランダにおける現在の税制・社会保障制度上の課題及び対応

### ○税制の複雑化

様々な税額控除が追加されたために、税制が複雑化。

### ○若年層の貧困

若者の貧困は課題であり、特に社会保険料を重課していること等が問題となっている。近年の対応としては、2012年に年金の支給開始年齢を65歳から67歳へ引き上げて社会保険料を引き下げ。

### ・VATについて

付加価値税は、価格を構成する様々なコストのうちの一つという認識があることから、2012年の付加価値税率の引上げ(19%→21%)の際も、経済に永続的な影響はなく、その後の経済は回復している。なお、EUの財政規律を守るという大義名分があったことから、特に国民から大きな反対はなかった。また、オランダのように軽減税率の対象範囲が広い(オランダで軽減税率の対象となる外食は富裕層向けの贅沢なものも含まれる)と、逆進性の緩和としては非常に非効率となる。

# ドイツにおける包括的税制改革・現在の課題及び対応

## 包括的税制改革（シュレーダー改革）の概要・評価

### 【背景】

1990年代後半のドイツは、「欧州の病人」といわれるほど経済が悪化。また、失業率は8%～10%前後、経済成長率は1%程度であり、公的債務残高対GDP比も悪化していた。

### 【概要】<シュレーダー税制改革2000>

- － 立地競争力のある税制への転換  
法人税率の引下げ(1998年:51.8% → 2001年:38.6%(実効税率))
- － 企業再編促進、成長産業の振興  
企業の長期保有株式譲渡益課税を非課税化 等

※上記に加え、2003年には「アジェンダ2010」(労働市場や社会保障の包括的な改革)も実施された。

### 【評価】

- ・短期的には、財政収支の悪化や失業率の上昇等をもたらしたが、
- ・長期的には、高い労働コストが改善され、失業率低下、社会保障負担率上昇の抑制、産業の新陳代謝につながった。

## ドイツにおける現在の税制・社会保障制度上の課題及び対応

### ○少子高齢化

現在のドイツの課題の一つは、少子高齢化により社会保険料負担が逡増していること。

これに対して、社会保障費の抑制等を図るとともに、所得課税においても、以下を予定している：

- － 年金保険料を将来的に100%控除可能（現在は82%控除可能）とするとともに、  
※医療保険料等に係る控除は、一定の上限額が設定されている。
- － 年金給付は将来的に100%課税（現在は給付額の72%のみを課税）する

EET型課税方式への移行は、現役世代への配慮と高齢世代への相応の負担を求めていくとの考え方による。

### ○有期雇用者等の低所得者問題

シュレーダー改革で取り残された有期雇用者等の低所得者問題に対しては、2014年の最低賃金制度の導入やゼロ税率ブラケットの適用上限額の引上げ等で対応している。米国等のような給付付き就労税額控除については、失業などの問題には社会保障（給付等）で対応するべきと考えられているため、政府では検討されていない。

### ・VATについて

低所得者への配慮として、軽減税率を導入している。2007年の付加価値率税率の引上げ(16%→19%)の際、1年前にアナウンスを行っていたこともあり、反動減や価格調整についての混乱も少なかった。国民の間で大きな混乱や反対がなかったのは、食料品等の軽減税率を7%に据え置いていたことも一因である可能性がある。

# スウェーデンにおける包括的税制改革・現在の課題及び対応

## 包括的税制改革（1991年の二元的所得税導入）の概要・評価

### 【背景】

1980年代のスウェーデンでは、支払利子控除が広範に認められていたことにより、住宅投資への歪んだインセンティブが働いていたことから貯蓄率が低下していた。また、支払利子控除を利用した租税回避も生じていた。

### 【概要】

1991年に二元的所得税を導入し、勤労所得と資本所得を切り分け、

- － 勤労所得については累進税率（及び最高税率の引下げ：73%（1990年）→51%（1991年））、
- － 資本所得については比例税率（30%）

で課税するとともに、課税ベースの拡大（株式譲渡益の全額課税、支払利子控除の制限）等を実施。

### 【評価】

二元的所得税は、法人税改革（法人税率の引下げ（最高税率：52%（1990年）→30%（1991年））、課税ベースの拡大）と併せて、

- ・ 90年代のスウェーデン経済を改善させた要因の一つとして評価される。また、
- ・ 支払利子控除の制限で借入が減少したことにより、純金融資産が増加し、マイナスであった貯蓄率は90年代に入って上昇した。

## スウェーデンにおける現在の税制・社会保障制度上の課題及び対応

### ○個人所得税制全般

91年改革から25年が経過し、勤労所得に係る限界税率の上昇や様々な特例措置など例外規定が増加しており、あらためて91年改革の原則（低い限界税率と広い課税ベース）に立ち戻った見直しが必要とされている。

### ○少子化

出生率の上昇を図るため、以前は児童控除が存在したが、高所得者ほど有利であり逆進性が強いという批判があったため、児童手当に変更された。また、両親が育児をしやすいように、育休手当など税制以外の措置を充実させている。

### ・VATについて

1969年に付加価値税（税率11.1%）を導入し、段階的に税率を引き上げ、1990年に25%に達した後、1992年に、インフレに対抗する手段として、食料品に対する付加価値税率を引き下げることが、当初検討されていた標準税率を1.25%引き下げるという手段よりも有効であると考えられたことから、食料品に対する軽減税率を導入した。

## (2) 所得税改革(諸控除の見直し)

### 【ポイント】

- オランダでは所得控除の税額控除化といった税制改革により、所得の再分配機能が強化されたという評価。
- オランダの基礎税額控除、ドイツのゼロ税率ブラケットについては、生活最低限を担保するという考え方が背景に存在。
- 所得控除を廃止し、既存の税率ブラケット内にゼロ税率ブラケットを創設、又は税額控除化すれば所得再分配機能の強化につながるとされる。

## ○ オランダ

- ・所得再分配の観点から、2001年の税制改革において、所得控除を税額控除化し、更なる所得再分配の観点から、2016年より税額控除額の逡減・消失化を行った。

## ○ ドイツ

- ・ゼロ税率ブラケットの背景には、「生存のために必要不可欠な最低限度」を保障するという考えがある。
- ・概算控除として、給与所得には被用者概算控除、年金所得には年金控除が存在。ドイツの被用者概算控除は日本と比べると少額(年間1,000ユーロ)だが、給与所得者にとって、事業所得者との不公平感はない。

## ○ スウェーデン

- ・就労促進のための勤労税額控除や、年金保険料支払額を100%税額控除できる社会保険料税額控除が存在。

### (参考) 勤労税額控除

スウェーデンの二元的所得税における控除としては、所得控除としての基礎控除(所得に応じた逡増逡減の仕組み)が存在。また、社会保障が手厚すぎたため労働インセンティブを阻害しているという問題が存在したことから、2000年代に入っても失業率が低下しなかったため、更なる就労促進策の一つとして2007年に勤労税額控除が導入された。なお、控除しきれなかった部分の給付は行われていない。

### (参考) 社会保険料税額控除

年金保険料について、雇用主負担分が10.21%であるのに対して、被用者負担分は7%である。この被用者が支払う7%の年金保険料については、100%の税額控除が認められており、これは実質年金保険料を税金で肩代わりしているものである。1999年の年金改革の際に、(それまで一階部分は税方式であったため)新たに生じる7%の保険料負担について、支払わなくても年金は保障されると首相が約束したことに基づく。

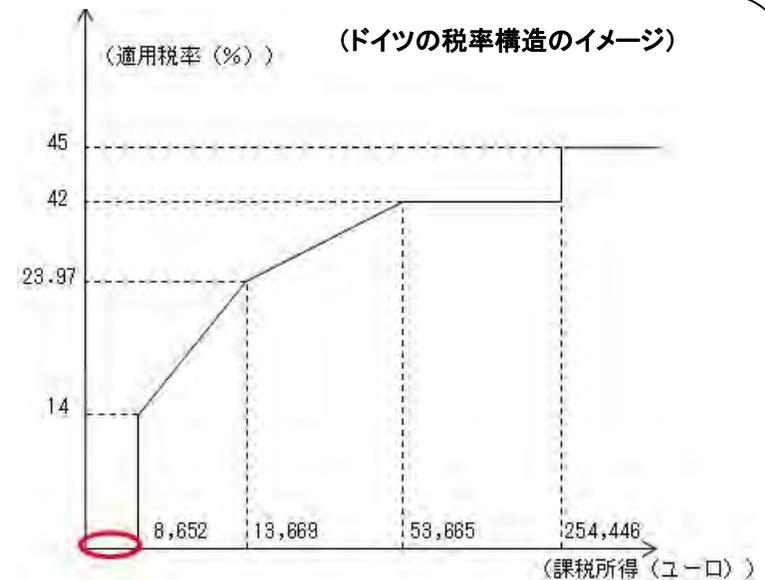
# 所得控除の税額控除化、「ゼロ税率ブラケット」の目的・評価

## オランダにおける所得控除の税額控除化

- ・ 2001年税制改革において、所得控除を税額控除化。税額控除に変更した理由は、
  - － 所得控除は、高所得者に有利であるのに対し、
  - － 税額控除は、低所得者に恩恵が大きいことなどによる。
- ・ 基礎税額控除は年に2,200ユーロであり、最低生活を担保するために一定額までは課税しないという基本的な考え方が背景に存在。
- ・ 2001年税制改革によって、所得再分配機能が強化されたという評価もある。

## ドイツにおける「ゼロ税率ブラケット」

- ・ ドイツでは、我が国における基礎控除に当たる制度は存在しないが、「ゼロ税率ブラケット」の適用により、一定額までの所得に対しては税負担を課さない仕組みが設けられている。
- ・ ゼロ税率ブラケットの適用限度額の背景には「生存のために必要不可欠な最低限度」を保障するための水準という考え方があり、現在8,652ユーロとなっている。
- ・ 一般的に、所得控除を廃止し、その下で最低税率適用者が受けていた税負担軽減効果に合わせてゼロ税率ブラケットを創設することを考えるということであれば、所得再分配機能の強化につながる。
- ・ なお、低所得者への配慮という観点からは、ゼロ税率ブラケットの創設と税額控除化との間では、その効果に特段大きな違いはない。



### (3) 所得税改革(私的年金や金融所得に係る税制のあり方)

#### 【ポイント】

- 1990～2000年代にかけて、オランダ、ドイツ、スウェーデンでは勤労所得と資産所得を分離して課税する税制改革を実施。
- ドイツでは、公的年金の給付抑制が進められる中で、それを補完して老後に備える自助努力を支援するため、2002年に助成金又は税制優遇(拠出時非課税)が受けられる個人年金(リースター年金)を導入。リースター年金の保険料に係る所得控除限度額(2,100ユーロ)は、公的年金の所得代替率の引下げ(70%→67%)を埋め合わせるといふ考え方の下に設定されている。

# 金融所得に対する課税

## オランダにおけるボックス課税の目的・評価

- ・2001年当時、富裕税が残存していたことにより、租税回避や資本所得の国外流出の防止が課題となっていたことから、富裕税に代わるものとしてボックス3を導入した。

### (参考) ボックス課税の概要

勤労所得と資産所得を分離して課税。

ボックス1：勤労及び事業、居住用住宅からの所得（33.65%～52%の超過累進税率）

ボックス2：大口持分株式からの資本所得（25%の比例税率）

ボックス3：一定の保有資産からのみなし収益（30%の比例税率）

- ・ボックス3については評価が分かれており、キャピタル・ゲイン等の実際の収益に課税すべきであるという批判がある一方、ボックス3はみなし課税であるため執行が容易であることや、みなし収益率が一定であることにより、景気に左右されず歳入を安定的に確保できること等が評価されている。
- ・現在議論となっているのが、ボックス3のみなし収益率4%（実効税率は、みなし収益率4%に税率30%をかけた1.2%）が、現在の利回り（約0.5%）と比較すると高すぎるため、これを引き下げるべきではないかということ。一方で、ピケティ教授が主張しているように、資本所得には累進税率を設けて課税を強化すべきという議論もあるが、それに対してはキャピタルフライトが起こるのではないかという懸念が抱かれている。

## ドイツにおける金融所得課税分離・一体化の目的・評価

- ・2009年1月メルケル政権は、全ての金融所得（利子、配当、株式キャピタル・ゲイン）に対する一律25%の源泉分離課税を導入。
- ・金融商品の形を変えることによる課税逃れに対応するために金融所得課税を分離・一体化した。
- ・格差是正等の観点から、金融所得に対する税率を引き上げるべきという意見もある一方、資本所得は迅速に海外に移転できるため、高率な課税はキャピタルフライトにつながるという点にも留意が必要との指摘がある。

## スウェーデンにおける二元的所得課税の目的・評価【再掲】

### 【背景】

1980年代のスウェーデンでは、支払利子控除が広範に認められていたことにより、住宅投資への歪んだインセンティブが働いていたことから貯蓄率が低下していた。また、支払利子控除を利用した租税回避も生じていた。

### 【概要】

1991年に二元的所得税を導入し、勤労所得と資本所得を切り分け、

- － 勤労所得については累進税率（及び最高税率の引下げ：73%（1990年）→51%（1991年））、
- － 資本所得については比例税率（30%）

で課税するとともに、課税ベースの拡大（株式譲渡益の全額課税、支払利子控除の制限）等を実施。

### 【評価】

二元的所得税は、法人税改革（法人税率の引下げ（最高税率：52%（1990年）→30%（1991年））、課税ベースの拡大）と併せて、

- ・ 90年代のスウェーデン経済を改善させた要因の一つとして評価される。また、
- ・ 支払利子控除の制限で借入が減少したことにより、純金融資産が増加し、マイナスであった貯蓄率は90年代に入って上昇した。

# ドイツのリースター年金

## ○リースター年金の目的・評価

- ・ドイツにおける老後所得保障に係る制度としては、公的年金、企業年金、個人年金が存在。伝統的に公的年金の給付水準が高かったが、2000年代以降、少子高齢化による財源不足問題等により、給付水準引下げや支給開始年齢の引上げ等の年金制度改革を実施。
- ・公的年金の給付抑制が進められる中で、それを補完して老後に備える自助努力を支援するため、2002年に助成金又は税制優遇（拠出時非課税）が受けられる個人年金（リースター年金）を導入。リースター年金の保険料に係る所得控除限度額（2,100ユーロ）は、公的年金の所得代替率の引下げ（70%→67%）を埋め合わせるといふ考え方の下に設定されている。
- ・他方で、所得が低い者は積立を行う余裕がなく、リースター年金の保険料を払うことが難しいため、課題となっている。また、加入件数は1,600万件前後で伸び悩んでいる。

## リースター年金の概要

|             |     | リースター年金   |
|-------------|-----|---|
| 導入年         |     | 2002年   |
| 助成金/税制優遇    |     | 助成金又は所得控除<br>①基本助成金 年154ユーロ(2万円)+児童助成金(300ユーロ/人(4万円))<br>②所得控除 最大2,100ユーロ(28万円) |
| 税務上の<br>取扱い | 拠出時 | 非課税   |
|             | 運用時 | 非課税   |
|             | 給付時 | 課税  |
| 主な加入対象者     |     | 公的年金加入の被用者(とその配偶者)  |

※ 給付開始年齢(原則62歳)前の引出しは、助成金・税制優遇相当分を返却しなくてはならない。

(備考) 邦貨換算レートは1ユーロ=132円(裁定外国為替相場:平成28年(2016年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

(参考) 公的年金が存在しない自営業者のための任意加入の年金として2005年にリユールップ年金を導入。

## (4) 国際課税 (BEPS)

### 【ポイント】

- BEPSに対する取組は概ね評価されている。今後は、BEPSにおける各国の国内法制での適切な実施、BEPSプロジェクト実施に係る包摂的枠組への参加を発展途上国等に促していくことが課題。
- OECD/G20におけるBEPSの議論を受け、欧州委員会において、「租税回避防止パッケージ」を議論している。EU加盟国は、欧州委員会の議論に従うが、合意までの道のりは長く、状況に変更がありうることには留意が必要。

# BEPSプロジェクトに関する各国の検討状況

## 1. 全般

### ○オランダ、ドイツ、スウェーデン

- ・ OECD/G20によるBEPSプロジェクトについては、多国籍企業グループによるBEPSに対して参加国が協調して対応するものであり、取組を評価。今後は、BEPSプロジェクトにおける勧告の各国国内法制での適切な実施、BEPSプロジェクト実施に係る包摂的枠組への参加を発展途上国等に促していくことが課題。
- ・ OECD/G20でのBEPSの議論を受けて、欧州委員会は1月28日に、租税回避防止パッケージを公表した。オランダ、ドイツ、スウェーデンともに、BEPSへの対応は欧州委員会の対応を踏まえたものとなる。

### 租税回避防止パッケージ

- ・ パッケージの内容は4つの柱で構成されており、
  - ①域内国における租税回避防止措置、
  - ②租税条約の濫用防止措置、
  - ③多国籍企業・域内課税当局間の情報交換、
  - ④域外国に対する働き掛け、となっている。
- ・ 今後、これらそれぞれにつき、欧州議会及び理事会の承認・採択等、各形式に応じた所要の手続きを経ることとなる。EU加盟国が同意した場合、EC指令については各国が国内法で実行する義務が生じる。
- ・ 他方で、EUのパッケージはOECDで議論するものと完全に一致しているわけではなく、EU加盟国それぞれの事情があるため、合意までの道のりは長い。また、現在議論中の内容であるため、今後、状況に変更がありうることに留意が必要。

## 2. 行動計画ごとの各国対応

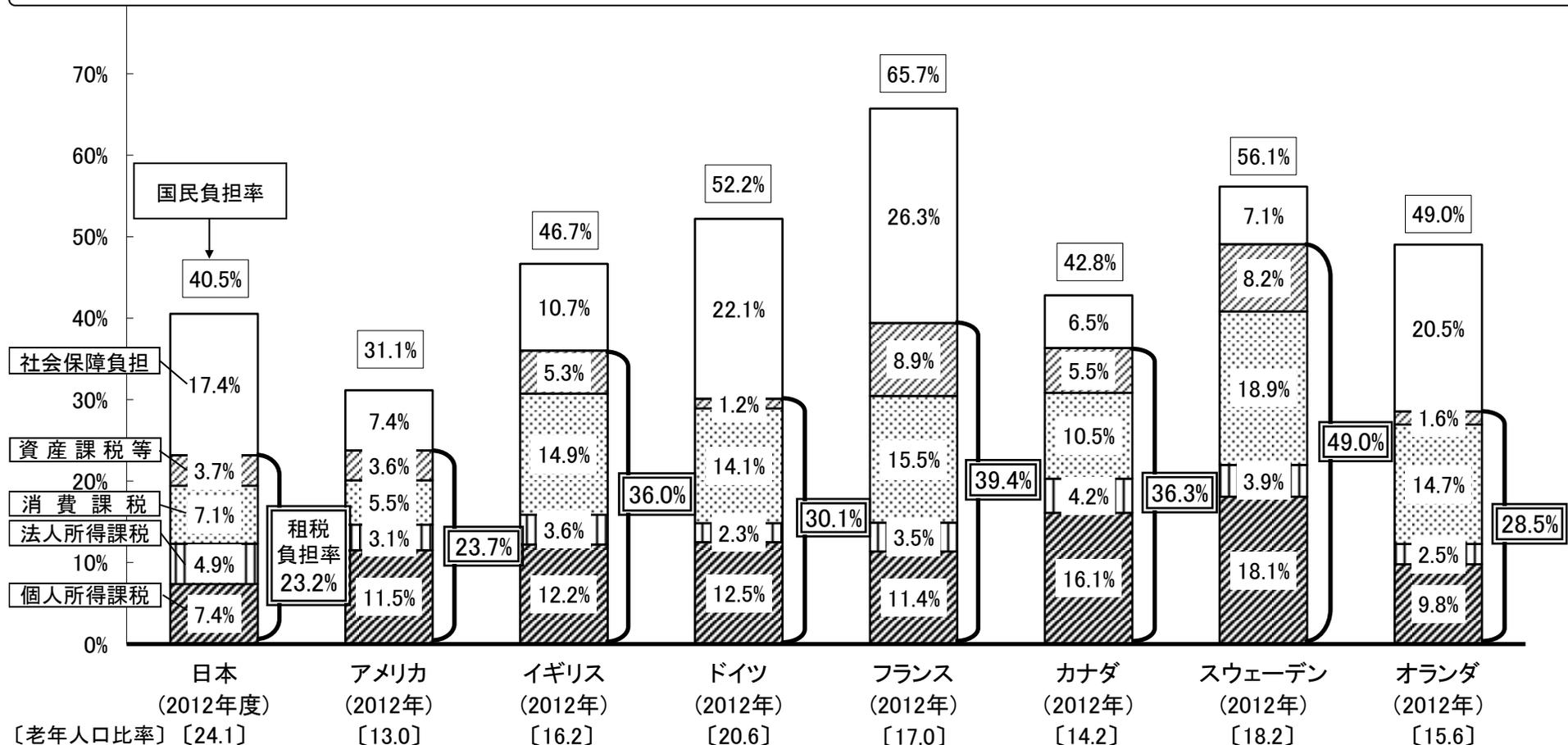
|                                   | オランダ  | ドイツ  | スウェーデン(※)  |
|-----------------------------------|---|--|--|
| 行動3 (効果的な外国子会社合算税制 (CFC税制) のデザイン) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・CFC税制はないが、外国企業の投資に係る規制がありCFC税制に似たシステムを導入済。</li> <li>・CFC税制に対して特別な対応が必要であるとは考えておらず、TPなどで利益の移転に対して対応していけば十分と考えている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内法は整備済であり、OECDのBEPS最終報告書よりも厳格である。</li> </ul>  | —  |
| 行動4 (利子損金算入等による税源浸食の制限)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在議論されているEUの租税回避防止パッケージに従っていく。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドイツの制度は、OECDのものと同様であり、大きくドイツの国内法を変更する必要はない。</li> </ul>   | —  |
| 行動5 (有害税制への対抗)                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・イノベーションボックスについては、現在はオンライン上でコンサルテーションを進めており、詳細は議論中である。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・パテントボックスについて大きな関心を持っているが、これはドイツの税制の問題ではなく、パテントボックスを導入している国にBEPSプロジェクトの最終報告書の内容を遵守させることが重要。</li> </ul>  | —  |
| 行動8 - 10 (移転価格 (TP) ガイドライン)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細な規則を制定しており、現在のオランダの国内法で十分対応できていると考えており、EUの基準に沿って検討を行うこととなる。TPの分野は、むしろ、諸外国にいかん実施してもらうことが重要。</li> </ul>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立企業原則 (ALP) に基づいた国内法の更なる整備を検討中である。例えば、将来的には、特定の契約を見直すような措置もとれるようにすることを考えている。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・EUにおけるTPの議論は、税務当局による関連者間の取引そのものの否認や信頼できる予測が無いような評価困難な無形固定資産に係るルールを含め、BEPSプロジェクトに沿った議論がなされることを望んでいる。</li> </ul> |
| 行動13 (移転価格文書化)                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・他国よりも進んだ対応となっている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国別報告書 (CbCレポート) については、外国企業グループの親会社が報告しない場合、その他の国の拠点地の子会社に報告義務を課すことも検討している。EUにおいて、OECDの提案より発展的なものを検討している。ドイツ国内では、CbCレポートに係る改正案を検討中であるが、企業からの反発もあり苦労している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、国内法制化の手続きが進められている。</li> </ul>   |

(※) BEPSプロジェクトが議論される前からスウェーデンはBEPSに対応してきたため、概ね国内法の対応はできているとのこと。

(参考資料)

# 国民負担率（対国民所得比）の内訳の国際比較

・オランダ・ドイツ・スウェーデンの国民負担率は日本よりも高く、所得課税や消費課税が中心の課税体系。



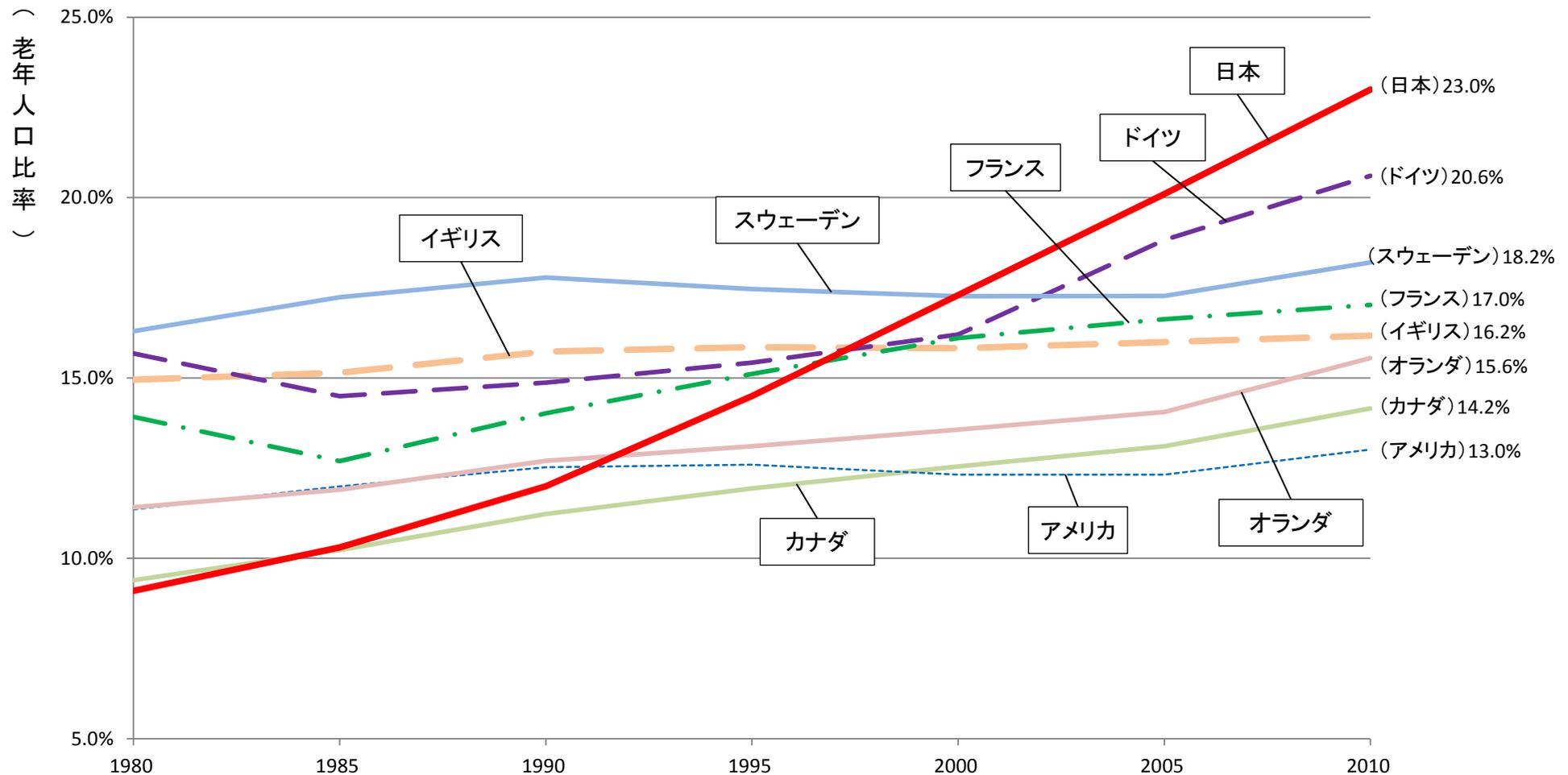
(注) 1. 日本は平成24年度(2012年度)実績、諸外国は、OECD “Revenue Statistics 1965-2013”及び同 “National Accounts”による。なお、日本の平成27年度(2015年度)予算ベースでは、国民負担率:43.4%、租税負担率:25.6%、個人所得課税:7.7%、法人所得課税:5.4%、消費課税:8.9%、資産課税等:3.6%、社会保障負担率:17.8%となっている。

2. 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

3. 四捨五入の関係上、各項目の数値の和が合計値と一致しないことがある。

4. 老年人口比率については、日本は2012年の推計値(総務省「人口推計」における10月1日現在人口)、諸外国は2010年の数値(国際連合 “World Population Prospects: The 2015 Revision Population Database”による)である。なお、日本の2015年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年(2012年)1月推計)による)は26.8となっている。

# 老年人口比率の国際比較



（備考）日本は総務省「人口統計」、諸外国は国際連合「World Population Prospects: The 2015 Revision Population Database」による。また、「老年人口比率」とは、総人口に占める65歳以上の人口の割合。

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象(ボックス1)。

○ 資本所得は、大口持分株式から生じる所得(ボックス2)、一定の資産から生じる「みなし所得」(ボックス3)がそれぞれ比例税率の対象。

○ 人的な要因による担税力の減殺の調整や労働政策目的の税額控除が存在。

主な収入の種類  
(注1)

所得計算上の控除

所得分類 損益通算 所得控除

税率構造

税額控除等  
(注6)

勤労所得課税  
ボックス所得の3分類(注1)に該当しないものは課税対象から除外。

資本所得課税

給料・賃金

(源泉徴収有)

公的年金

事業収入

必要経費

ボックス1所得  
(勤労所得等)(注2)

累進税率(4段階)  
8.4,12.25,40.40,52%  
(注5)

【税額調整目的:控除】

基礎税額控除  
(31万円)

※ 所得金額の増加に伴い  
逡減・消失。

【労働政策目的:控除】

勤労税額控除  
(43万円)

※ 所得金額の増加に伴い  
逡増・逡減・消失。

所得依存複合  
税額控除  
(39万円)

※ 一定の勤労所得を有し、  
かつ12歳未満の子を扶養する者が対象。  
※ 所得金額の増加に伴い  
逡増。

【子育て目的:全額給付】

児童手当  
(定額10~15万円/人)

※ 子の年齢に応じ変化。

税額

配当収入

必要経費  
及び取得費

ボックス2所得(注3)  
(大口持分株式からの資本所得)

比例税率(25%)

株式等  
譲渡収入

利子収入

ボックス3所得  
(貯蓄・投資所得)  
【課税対象資産額(注4)の4%】

比例税率(30%)

(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ユーロ=132円(裁定外国為替相場:平成28年(2016年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護は課税、児童手当は非課税、失業手当は課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入等についても課税対象。3つのボックスいずれにも当てはまらないものについては不課税。

(注2) 帰属家賃については、ボックス1所得として課税(居住用住宅ローン支払利子を控除可能)。

(注3) 大口持分とは、当該納税義務者が、単独又は配偶者等と合わせて5%以上所有する場合の持分。

(注4) 一定の保有資産(預貯金、居住用以外の土地・建物、大口持分株式以外の株式等)に係る純資産額(保有資産額から負債残高を控除したもの)から基礎控除24,437ユーロ(323万円)を控除したもの。保有資産額の算出には課税年度の1月1日時点の市場価格を使用。

(注5) オランダにおいては社会保険料も所得税と一体的に徴収されており、第1ブラケット及び第2ブラケットの所得については、所得税に加え、28.15%の社会保険料が課される。

(注6) 社会保険料と所得税の合計額が一体的に控除対象となる。

# ドイツの所得税の構造(イメージ)

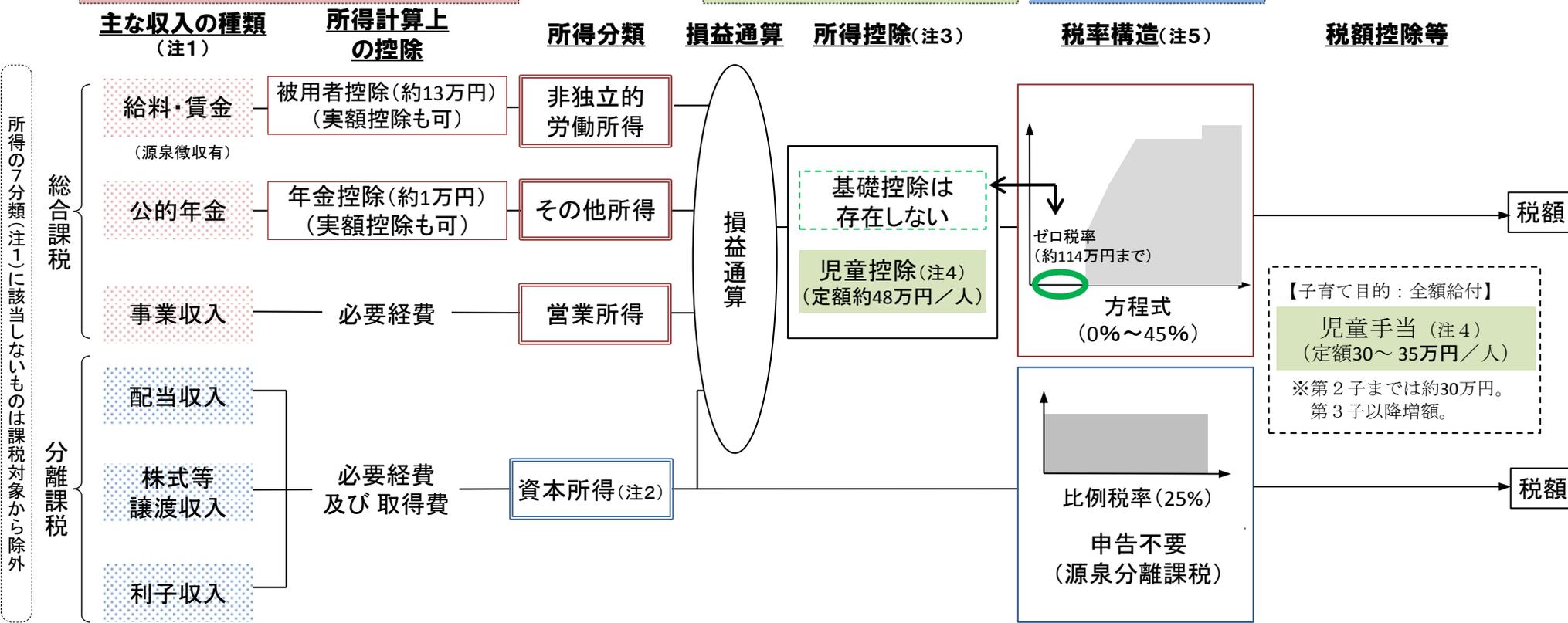
(2016年1月現在)

## 個人単位課税と夫婦単位課税(二分二乗方式)の選択制

○ 勤労性の所得については、収入類型に応じた特別の控除が存在するが、その水準は低い。

○ 基礎控除はなく、ゼロ税率の適用により、一定額までの所得に対して税負担を課さない仕組みが設けられている。

○ 分離課税の対象となる金融所得は比例税率。



(備考1) 上記で図示したものとは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ユーロ=132円(裁定外国為替相場:平成28年(2016年)1月中適用)。  
 (備考2) 生活保護、児童手当及び失業手当は、いずれも非課税。  
 (注1) このほか、株式等以外の譲渡収入等についても課税対象。ドイツにおける所得の7分類(上記の所得分類に加え、農業森林所得、独立的労働所得、賃貸所得)いずれにも当てはまらないものについては非課税。  
 (注2) 資本所得と他の所得を合算したときに適用される税率が25%以下となる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって却って不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、25%の源泉徴収税のみが課税される。  
 (注3) 基礎控除はないが、課税所得8,652ユーロ(114万円)まではゼロ税率を適用。また、配偶者控除はないが、ドイツは課税単位について個人単位課税と夫婦単位課税(二分二乗方式)の選択制を採っている。  
 (注4) 児童控除(所得控除)と児童手当(全額給付)とを比較し、いずれか納税者に有利な方を適用(低所得者は児童手当、高所得者は児童控除が有利となる)。児童控除は、夫婦共同申告の場合、控除額が2倍になる。  
 (注5) 別途、連帯付加税(所得税額の5.5%)が課される。

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

○ 資本所得に対しては、勤労所得に係る最低税率とほぼ等しい比例税率で課税する二元的所得税を採用。

○ 金融所得を含む資本所得は、比例税率で課税。

主な収入の種類  
(注1)

所得計算上の控除 所得分類 損益通算

所得控除

税率構造

税額控除等  
(注4)

税額

税額

勤労所得課税

資本所得課税

給料・賃金

(源泉徴収有)

公的年金

事業収入

必要経費

必要経費

勤労所得

基礎控除  
(47.9万円)

※ 所得金額に応じ変化。

ゼロ税率  
(602万円まで)

累進税率(3段階)  
0,20,25%

※ 地方税は一律29.98%の  
比例税率で課税(注3)。

【子育て目的:全額給付】

児童手当  
(定額38万円)

※ 夫婦二人の場合の額。

配当収入

株式等  
譲渡収入

利子収入

取得費等

資本所得

(注2)

比例税率(30%)

(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1スウェーデン・クローネ=14円(裁定外国為替相場:平成28年(2016年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護及び児童手当は非課税、失業手当は課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。勤労所得・資本所得のいずれの所得分類にも当てはまらないものについては非課税。帰属家賃への課税については、1991年の二元的所得税導入時に廃止。

(注2) 資本所得の損失については、資本所得の間で損益通算可能(一定の制限あり)。

(注3) ストックホルム市の場合。なお、2016年における地方税率の全国平均は32.10%である。

(注4) 地方税額を控除額の上限とする勤労税額控除が存在。

# ドイツのゼロ税率ブラケットの概要

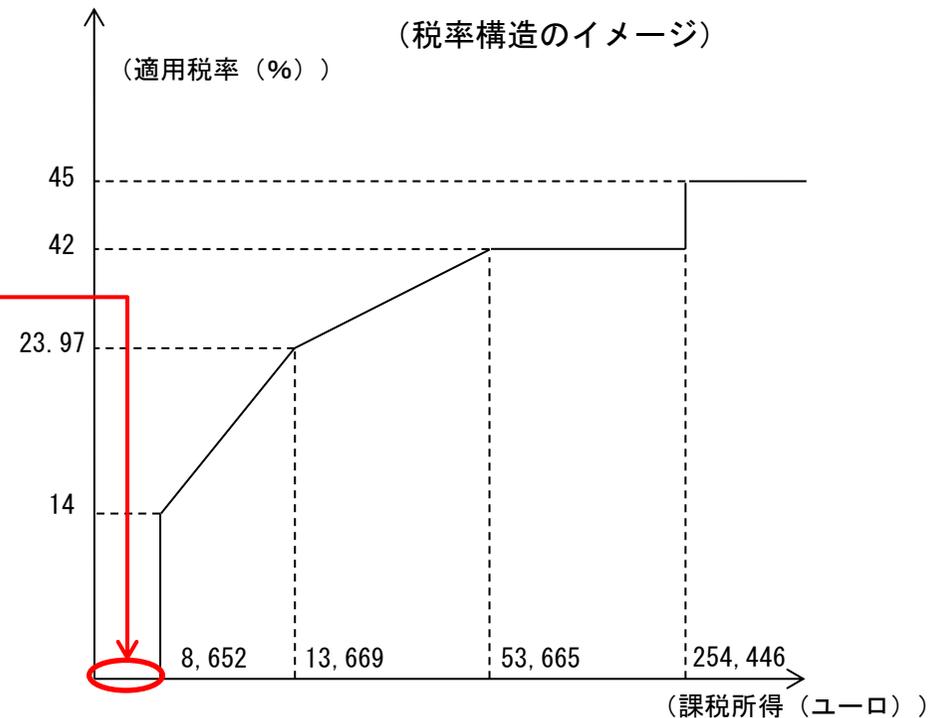
未定稿

(2016年1月現在)

○ ドイツでは、我が国における基礎控除に当たる制度は存在しないが、「ゼロ税率ブラケット」の適用により、一定額までの所得に対しては税負担を課さない仕組みが設けられている。

(累進税率表)

| 課税所得                    |                         | 適用税率           |
|-------------------------|-------------------------|----------------|
| 超                       | 以下                      |                |
| 0ユーロ<br>(0万円)           | 8,652ユーロ<br>(114万円)     | 0%             |
| 8,652ユーロ<br>(114万円)     | 13,669ユーロ<br>(180万円)    | 14%~23.97%(未満) |
| 13,669ユーロ<br>(180万円)    | 53,665ユーロ<br>(708万円)    | 23.97%~42%(未満) |
| 53,665ユーロ<br>(708万円)    | 254,446ユーロ<br>(3,359万円) | 42%            |
| 254,446ユーロ<br>(3,359万円) | ~                       | 45%            |



(注) 別途、連帯付加税(所得税額の5.5%)が課される。

(備考) 邦貨換算レートは1ユーロ=132円(裁定外国為替相場:平成28年(2016年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。